

改 定 前	改 定 後
<p>店頭サービス利用規程</p> <p>第1条（目的）</p> <p>「田中貴金属の純金積立」の会員は、弊社所定の店舗において、弊社が会員に対して発行するカード（以下、「店頭利用カード」といいます）をご提示いただくことにより、スポット購入およびお預り貴金属地金の<u>売却・引出し・等価交換等</u>を行うサービスである</p> <p>「『田中貴金属の純金積立』店頭サービス」（以下、「店頭サービス」といいます）を利用することができます。本規程は、</p> <p>「『田中貴金属の純金積立』約款」（以下、「基本約款」といいます）の附帯規程として、会員が店頭サービスを利用される場合に必要となる店頭利用カードの発行申込方法および取扱い、ならびに、店頭サービスにおける取引・サービスの内容等を規定するものです。なお、本規程における用語については、別段の定めがない限り、基本約款における用語と同様の意味を有するものとします。</p> <p>第2条～第7条（条文省略）</p> <p>第8条（ご利用可能な取引・サービス）</p> <p>1. 会員は、店頭サービスにより、以下の取引およびサービスを利用することができます。</p> <p>(1) スポット購入</p> <p>(2) お預り貴金属地金の<u>売却</u></p> <p>(3) お預り貴金属地金の引出し</p> <p>(4) お預り貴金属地金の等価交換</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第9条（条文省略）</p>	<p>店頭サービス利用規程</p> <p>第1条（目的）</p> <p>「田中貴金属の純金積立」の会員は、弊社所定の店舗において、弊社が会員に対して発行するカード（以下、「店頭利用カード」といいます）をご提示いただくことにより、スポット購入およびお預り貴金属地金の<u>引出し、<u>金銭による返却（現金化）</u></u>、等価交換等を行うサービスである「『田中貴金属の純金積立』店頭サービス」（以下、「店頭サービス」といいます）を利用することができます。本規程は、「『田中貴金属の純金積立』約款」（以下、「基本約款」といいます）の附帯規程として、会員が店頭サービスを利用される場合に必要となる店頭利用カードの発行申込方法および取扱い、ならびに、店頭サービスにおける取引・サービスの内容等を規定するものです。なお、本規程における用語については、別段の定めがない限り、基本約款における用語と同様の意味を有するものとします。</p> <p>第2条～第7条（現行どおり）</p> <p>第8条（ご利用可能な取引・サービス）</p> <p>1. 会員は、店頭サービスにより、以下の取引およびサービスを利用することができます。</p> <p>(1) スポット購入</p> <p>(3) お預り貴金属地金の<u>金銭による返却（現金化）</u></p> <p>(2) お預り貴金属地金の引出し</p> <p>(4) お預り貴金属地金の等価交換</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第9条（現行どおり）</p>

第 10 条（店頭サービスによるお預り貴金属地金の売却）

1. 会員は、店頭で店頭利用カードを提示のうえ、お預り貴金属地金の売却を申し込むことができます。

2. 売却価格は、申込受付時点における弊社店頭買取価格とします。

3. 基本約款第 12 条第 5 項の規定にかかわらず、売却代金は、会員の希望にしたい、店頭での現金の受け渡し、または登録金融機関口座への振込の方法により支払うものとします。ただし、第 14 条に定める当月の月間利用累積額が 200 万円を超えることとなる場合には、登録金融機関への振込の方法によってのみ支払うものとします。また、店舗の現金在庫の状況等によっては、店頭での現金の受け渡しができないことがあります。なお、振込手数料は、会員の負担とします。

第 11 条（店頭サービスによるお預り貴金属地金の引出し）

1. （条文省略）

2. 基本約款第 13 条第 6 項の規定にかかわらず、第 14 条に定める当月の月間利用累積額が 200 万円を超えない場合には、会員の希望にしたい店頭で引き渡す方法、または会員の登録住所宛に弊社所定の方法にて発送する方法により、お預り貴金属地金を受け渡すものとします。第 14 条に定める当月の月間利用累積額が 200 万円を超えることとなる場合には、基本約款第 13 条第 6 項の定めにしたがい、会員の登録住所宛に、弊社所定の方法にて発送する方法により、お預り貴金属地金を受け渡すものとします。

3. 基本約款第 13 条第 9 項の規定にかかわらず、引出手数料およびバー指定手数料の支払

第 11 条（店頭サービスによるお預り貴金属地金の金銭による返却）

1. 会員は、店頭で店頭利用カードを提示のうえ、お預り貴金属地金の金銭による返却を申し込むことができます。

2. 弊社は、前項の申込みを適当なものと認めて承諾したときは、金銭による返却の対象とされたお預り貴金属地金の重量に申込受付時点における弊社店頭買取価格を乗じて算出した額で返却します。

3. 基本約款第 13 条第 6 項の規定にかかわらず、返却金は、会員の希望にしたい、店頭での現金の受け渡し、または登録金融機関口座への振込の方法により支払うものとします。ただし、第 14 条に定める当月の月間利用累積額が 200 万円を超えることとなる場合には、登録金融機関への振込の方法によってのみ支払うものとします。また、店舗の現金在庫の状況等によっては、店頭での現金の受け渡しができないことがあります。なお、振込手数料は、会員の負担とします。

第 10 条（店頭サービスによるお預り貴金属地金の引出し）

1. （現行どおり）

2. 基本約款第 12 条第 6 項の規定にかかわらず、第 14 条に定める当月の月間利用累積額が 200 万円を超えない場合には、会員の希望にしたい店頭で引き渡す方法、または会員の登録住所宛に弊社所定の方法にて発送する方法により、お預り貴金属地金を受け渡すものとします。第 14 条に定める当月の月間利用累積額が 200 万円を超えることとなる場合には、基本約款第 12 条第 6 項の定めにしたがい、会員の登録住所宛に、弊社所定の方法にて発送する方法により、お預り貴金属地金を受け渡すものとします。

3. 基本約款第 12 条第 9 項の規定にかかわらず、引出手数料およびバー指定手数料の支払

<p>方法は店頭における現金払いのみによるものとします。</p> <p>第 12 条～第 13 条（条文省略）</p> <p>第 14 条（月間利用累積額） 月間利用累積額とは、店頭サービスにおける 1 か月（毎月 1 日から末日まで）あたりの、<u>お預り貴金属地金の売却代金の額、および、お預り貴金属地金の引出し分に相当する額</u>（引出し時点の店頭小売価格で計算した金額）の合計額を意味するものとします。</p> <p>第 15 条～第 16 条（条文省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>方法は店頭における現金払いのみによるものとします。</p> <p>第 12 条～第 13 条（現行どおり）</p> <p>第 14 条（月間利用累積額） 月間利用累積額とは、店頭サービスにおける 1 か月（毎月 1 日から末日まで）あたりの、お預り貴金属地金の引出し分に相当する額（引出し時点の店頭小売価格で計算した金額）、<u>および、お預り貴金属地金の金銭による返却の返却金の合計額を意味するものとします。</u></p> <p>第 15 条～第 16 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--